

事 務 連 絡
平成28年11月30日

医療法人 事務担当者 各位

茨城県保健福祉部厚生総務課 医事・情報担当

社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）による組合等登記令の一部改正について

本県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、組合等登記令（昭和39年政令第29号）の改正に伴い、厚生労働省から別添のとおり通知がありましたので、送付いたします。

なお、医療法（昭和23年法律第205号）第51条に規定する事業報告書等の作成の期限については、従前のとおりです。

茨城県保健福祉部厚生総務課 医事・情報担当 TEL : 029-301-3124 Email:koso2@pref.ibaraki.lg.jp
